特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白河市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県白河市長

公表日

令和5年2月13日

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当に関する事務					
②事務の概要	白河市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、白河市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。					
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
(1)児童手当支給ファイル						

(1)児童手当支給ファイル3.個人番号の利用

法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第9条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第9条					
5. 評価実施機関における担当部署						

・番号法第9条第1項 別表第一の56の項

保健福祉部 こども未来室 こども支援課

こども支援課長

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①部署

②所属長の役職名

6. 他の評価実施機関

郵便番号961-8602

白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども支援課 子育て支援係

住所:福島県白河市八幡小路7番地1

電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号961-8602

白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども支援課 子育て支援係住所:福島県白河市八幡小路7番地1

電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail:kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp

連絡先

請求先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年4月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ:	重点項目記	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 項目評価書において、リス	ド全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く	.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの記	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	8提供ネットワー	クシステム	xを通じた提供で	を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接紙	読しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[] 自i	己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	外					
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	保健福祉部こども課	保健福祉部こども未来室こども育成課	事後	機構改革
成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	課長 水野谷 茂	課長 斎藤 博秀	事後	人事異動
成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail:kodomo@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 育成課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoikusei@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail:kodomo@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 育成課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoikusei@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部こども未来室こども育成課	保健福祉部こども未来室こども支援課	事後	機構改革
成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	課長 斎藤 博秀	課長関稔	 事後	人事異動
^正 成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 育成課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoikusei@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 支援課 支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
F成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 育成課 給付係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoikusei@city.shirakawa.fukushima.jp	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 支援課 支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
 ì和3年4月1日	5②所属長	課長 関 稔	課長 大野 隆	事後	人事異動
7和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 支援課 支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	支援課 子育て支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	事後	機構改革
↑和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	士拉钿 士拉龙	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども 支援課 子育て支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail: kodomoshien@city shirakawa fukushima in	事後	機構改革
和4年4月1日	1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	対象人数の減少による
·和4年10月1日	3. 個人番号の利用 法令上の 根拠	務省市で定める事務を定める中市(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のナムの預貯金口座の各線等に関する法律1第9 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事後	運用開始による
和4年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する	・番亏法第19宋第8亏(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第9条	事後	運用開始による
					<u> </u>